

農林業センサス等に用いる用語の解説

基幹統計調査

行政機関等が行う統計調査で、基幹統計の作成を目的とし、統計法（平成19年法律第53号）の規定により総務大臣の承認を得たものを基幹統計調査という。行政機関の長は、あらかじめ総務大臣に申請書を提出し、その内容の審査を受けて、その承認を得なければならない。調査を中止し又は承認を得た事項を変更する場合も承認を要する。

また、統計法において、次のいずれかに該当する統計を「基幹統計」という。

- (1) 国勢統計
- (2) 国民経済計算
- (3) 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - ア 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - イ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ウ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計、その他国際比較を行う上において特に重要な統計

基幹統計調査には以下のような規定を置いている。

- (1) 統計調査員
基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。
- (2) 地方公共団体が処理する事務
基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うことができる。
- (3) 基幹統計の公表等
行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表するものとする。また、国民が基幹統計に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

(4) その他

統計法は、基幹統計調査について、以上に述べたもののほか、措置要求、報告義務、立入検査等、基幹統計調査と誤認させる調査の禁止、命令への委任についての規定を置いている。

一般統計調査

行政機関等が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。調査の実施や変更・中止に関しては、基幹統計調査と同じく総務大臣の承認が必要である。

地方公共団体又は独立 行政法人等が行う統計 調査

地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。）又は独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。）が行う統計調査のことであり、総務大臣への届け出により統計調査を行うことができる。

全数調査

全部調査ともいい、国勢調査や農林業センサスのように文字どおり調査単位のすべてを調査する方法である。調査対象者のリストが完全であり、各調査対象から真に正確な値を聞き取ることができれば完全な調査である。しかし、調査の規模が大きいため、調査労力や費用がかさみ、集計期間が長く、公表まで長期間を要するなどの短所がある。

標本調査

抽出調査ともいい、調査単位の一部を抽出し、取り出された標本を調査してその結果から全体についての値を推定する方法である。この方法は、一部の標本についてのみ調査することから全体とは完全に一致することはありえないため代表性が問題となり、使用に耐えうる精度を確保する必要がある。しかし、①少ない費用で行える、②速やかに公表しうるなどの長所をもっている。

他計申告調査

対人調査の一つであり、面接調査ともいう。調査員が被調査者と対面し、定められた調査票に従って質問し、その回答を調査員が記入する方法である。この方法は、調査項目の定義の統一が確保され、調査票の回収率が極めて高いなどの長所がある。しかし、調査員が被調査者に対面するための費用がかかること、調査員の良否が結果に影響を与えることなどの短所がある。

自計申告調査

被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法である。この方法は費用が少なくすむが、面接調査と異なり定義などの統一が難しいこと、調査内容が難しいものは正確さが期待できないという制約がある。なお、この方法は郵送調査と併用することが多い。

調査客体候補名簿

調査対象となる客体の住所・氏名等を整理した名簿で、調査員が事前に記載された住所を訪問し、客体候補者への聞き取り調査を行い、調査客体となるかどうかの判定をするためのもの。

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前 1 年間 における農業生産 物の総販売額50万 円に相当する事業 の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受ける伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）
- (4) 農作業の受託の事業

	(5) 委託を受けて行う育林もしくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農業経営体のうち 家族経営	「農業経営体」のうち世帯単位で事業を行う者（個人経営体（農家））及び法人化して事業を行う者（法人経営体）のうち一戸一法人をいう。
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体のうち 家族経営	「林業経営体」のうち世帯単位で事業を行う者（個人経営体（林家））及び法人化して事業を行う者（法人経営体）のうち一戸一法人をいう。
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。
一世帯複数経営	同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
農業事業体	農業を営む世帯又は世帯以外の事業所をいう。農林業センサスでは「農家」と「農家以外の農業事業体」とに区分

し、次の規定の一つに該当する規模のものを農業事業体としている。

(1) 調査期日（2月1日。沖縄県は12月1日）現在の経営耕地面積が、10a以上であること。

(2) 経営耕地面積が（1）の規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上であること。

農業事業体の名称は、1950年センサスにおいて初めて採用されたものであるが、語源はestablishment（事業場、農場）からきている。農業事業体は「農業を営む」こと「事業所」であることの二つの要件を含んでおり、このうち「事業体」とは事業を行う場を意味する「事業所」とほぼ同義に解される。

なお、「農家以外の農業事業体」を、1950年センサス以前は「準農家」と呼称していた。

農家

世帯である農業事業体をいう。経営耕地面積が、10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上あった世帯と規定している。

販売農家

農家のうち、経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

農家のうち、経営耕地面積が30a未満でかつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

土地持ち非農家

農家（経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上ある世帯）以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯で、農林業経営体調査客体候補名簿により把握している。

主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家

1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

専業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。

兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家

兼業農家のうち、農業所得を主とする農家をいう。

第2種兼業農家

兼業農家のうち、農業所得を従とする農家をいう。

生産年齢人口

15～64歳の者をいう。

農家以外の農業事業体

農業事業体のうち世帯（農家）以外のものをいう（規定は「農家」に準ずる。）。

農家以外の農業事業体は、株式会社、有限会社、その他の会社、農協、その他の農業団体で法人格を有するもの、任意組合、国・地方公共団体、学校などに分類される。

(1) 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより共同の利益を増進することを目的として設立された法人。

(2) 株式会社

商法（明治32年法律第48号）に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。

(3) 有限会社

旧有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。

(4) 合名・合資会社

商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。

(5) 農協・その他の農業団体

農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織（経済連等）、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業協同組合や農業関係団体をいう。

農業サービス事業体

(6) その他の法人

上記以外の法人で、公益法人（「財団法人」、「社団法人」）などをいう。

(7) 地方公共団体

都道府県、市区町村をいう。

(8) 任意組合

生産組合、農事実行組合、農業集落などで、主に農家等によって任意に構成されている事業体で法人格を有しないものをいう。

(9) その他

法人格を有しない事業体で、「任意組合」に該当しなかった全ての事業体をいう。

委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む。）をいう。

具体的には、農業事業体から委託を受けて（農業事業体から委託を受けた農協等から再委託を受けた場合を含む。）農業生産工程に係る直接的な農作業を行う農業生産組織、農協、地方公共団体、会社、個人業者等の事業所である。ただし、農業事業体となるものはすべて除外している。

(1) 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人である。

(2) 株式会社

商法（明治32年法律第48号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。

(3) 有限会社

旧有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づき、有限会社の組織形態をとっているものをいう。

(4) 合名・合資会社

商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。

(5) 農協

農業協同組合法に基づく、農業協同組合（総合農協、専門農協）をいう。

農協が直接行っている（作業従事者に農協の職員や農協が雇用した臨時雇用者及びオペレーターがいる）場合のみをいう。

農業生産組織

(6) その他の農業団体

農協の連合組織（経済連、果実連等）、森林組合、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく、農業共済組合及び家畜共済組合（直営の診療所）などをいう。

(7) その他の法人

公益法人（財団法人、社団法人）などをいう。

(8) 地方公共団体

都道府県、市区町村をいう。

(9) 任意組合等

生産組合、農事実行組合など主に農家等によって構成されている事業体で法人格を有しないものをいう。

農協の下部的組織とみられる法人格を有しない「部会」などは、ここに含める。

(10) その他

個人業者などをいう。

複数（2戸以上）の農家が農業生産過程における一部もしくは全部についての共同化・統一化に関する協定の下に結合している生産集団又は農業経営や農作業を組織的に受託する集団をいう。

具体的には、栽培協定、機械・施設の共同利用、農作業等の受託のいずれかの事業を行う集団及び協業経営を行う集団をいう。

(1) 栽培協定

作物等の生産について品種の統一を主目的とし、は種期、施肥、水管理、防除、収穫（畜産部門にあつては飼養管理）など生産過程における農作業等の基本事項に関する約束（協定等）に基づき、組織的な生産を行うことをいう。

(2) 共同利用

約束に基づいて、組織として機械・施設を購入あるいは借り入れし、これを共同利用することをいう。複数の農家が機械・施設を共同名義で保有している場合であっても、利用等について明確な約束もなく、専ら構成農家の個々の利用に供している場合は共同利用として扱わない。

(3) 受託

約束に基づいて、一部又は全部の農作業を組織で受託

協業経営体

し、受託料金等を収受している場合をいう。

2戸（法人格の有無にかかわらず）以上の世帯が共同で出資し、一つ以上の農業部門の生産から生産物の販売、収支決算、収益の分配に至るまでの経営のすべてを共同で行うものをいう。

農業生産法人

農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として、農業生産法人の要件を満たすものに限られている。

農業生産法人の要件は、次のとおりである。

- (1) 法人の形態は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかであること
- (2) 主たる事業が農業（農業関連事業を含む。）であること
- (3) 農業生産法人の構成員（出資者）が全ていずれかに該当すること

ア 農地等を提供（売却、貸付）した個人

イ 農業（関連事業を含む。）の常時従事者（原則として150日以上）

ウ 農業協同組合、農業協同組合連合会

エ 農地を現物出資した農地保有合理化法人

オ 地方公共団体

カ 農業法人投資育成会社（承認会社）

キ 継続的取引関係にあるもの（議決権制限あり）

- (4) 業務執行役員については、その過半数が法人の事業に常時従事し、かつ、農作業に原則として60日以上従事する構成員であること

この農業生産法人の要件をすべて満たす法人で、農地を適正かつ効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるものに対し、農地法に基づき農地等の権利取得の許可がなされることになる。

農業生産法人制度は、農業経営の協業化を助長することを目的として、昭和37年の農地法改正により創設され、農業構造、農業経営の変化等に対応して、その要件の見直しが行われてきたところである。

農業集落

自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結び付き、各種の集団や社会関係を形づくってきた農村における基礎的な地域単位であり、一般に「ムラ」、「郷」、「作り」、「地下」、「村内」、「組」などと呼ばれている。

昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）にお

	いては、「農家が農業上相互に最も密接に共同し合っている農家集団」と定義し、1970年センサスにおいては、「市町村区域の一部において農業上形成されている地域社会」と定義している。 1970年センサスのそれは、臨農の考え方を踏襲しているが、農業集落の範囲を属地的にとらえ、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落とした。以降この考え方を踏襲している。 ただし、北海道は都府県と異なり、臨農においては農事組合の範囲を農業集落としたが、1970年センサス以降は、行政区の範囲をもって農業集落としている。なお、沖縄県も他の都府県と異なり、行政区の範囲をもって農業集落としている。
行政区	地方自治法における「地縁による団体」で、市町村が行政の末端組織として利用している区域をいう。
国勢調査基本単位区	国勢調査の調査区を構成する地域単位。恒久的な最小の地域単位として平成2年の調査より導入された。 基本単位区は、住居表示実施地域においては「街区」を、住居表示実施地域以外の地域においては、「街区」に準じた区画を単位として設定しており、基本単位区に含まれる世帯数はおおむね25～30世帯であるので、複数の基本単位区をまとめて国勢調査調査区が設定されている。 ※街区 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域。 ※住居表示実施地域 住居表示に関する法律（昭和三十七年五月十日法律第百十九号）に基づき住居表示を実施した地域。
経営耕地	事業体が経営する耕地（田、樹園地、畑の合計）をいい、自己所有耕地とよそから借り入れて耕作している耕地を加えた耕地から他に貸している耕地を除いたものをいう。農林業センサスでは、経営耕地の取扱いを以下のようにしている。 (1) 借入耕地は借入側の経営耕地とする。したがって、請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際

耕作放棄地

は、一般の小作関係（経営委託）と同じと考えられる場合は、その耕地は借り受けて耕作している農家の経営耕地（借入耕地）とする。

- (2) 作業委託は委託者の経営耕地とする。
- (3) 裏作耕作（期間借地）の場合は表作をしている側の経営耕地とする。
- (4) 貸付耕地の場合は、貸付側の貸付耕地、借入側の経営耕地（借入耕地）とする。
- (5) 牧草だけを継続的に栽培している土地は、①牧草は種後何年経過していても、施肥補はんなどの肥培管理をしているもの及び、②ここ数年間肥培管理をやめてしまっている牧草地でも、近く更新することが確定しているものは経営耕地（畑）とする。
- (6) 災害地であっても復旧の見込みがあれば、経営耕地に含める。
- (7) 新墾地の場合は、収穫の有無にかかわらず一度でも作付けしたものは経営耕地に含める。
- (8) けい畔の面積は経営耕地に含める。

以前耕地であったもので、過去１年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地をいう。また、多少手を加えれば耕地になる可能性があるものをいう。

ただし、「耕作放棄により原野化している土地」は耕作放棄地に含めない。具体的には以下のとおり。

- (1) 物理的、経済的に見て耕地になる可能性がないもの
農業用機械による耕うん等だけでは、すぐに作物の栽培ができる状態にならないものをいう。
 - ア 田及び畑にあっては、多年性雑草や灌木が繁茂し、トラクターや耕うん機といった農家が通常保有している農業用機械では耕起が不可能なもの
 - イ 樹園地にあっては、アに該当する場合のほか、改植を行わなければ通常の作物栽培ができない状態のもの
- (2) ほ場整備を実施していないもの
次に該当しないものをいう。
 - ア 田にあっては、30a程度以上の区画整理（区画形質の変更及びこれと一体的に水路・道路等の新設・変更を行う整備）を実施したもの
 - イ 畑及び樹園地にあっては、当該農地の付随する水路・

	道路等の新設・変更等の整備を実施したもの
貸農園・体験農園	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。（自己所有の農地を、市区町村・農協等が経営する市民農園に有償で貸与しているものは除く。）
観光農園	観光客等を対象に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又は鑑賞させて、代金を得ている農園をいう。
農家民宿	農業を営む者が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、使用割合の多少にかかわらず自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供し、料金を得ているものをいう。
農家レストラン	農業を営む者が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に、使用割合の多少にかかわらず自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供し、代金を得ているものをいう。
農家人口	農家を構成する世帯員の総数。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、
ふだんの主な状態が、「主に仕事」に該当した者をいう。
したがって、ふだん仕事として主に農業に従事している
人ということになる。

		仕事への従事状況			
		農業のみに 従事	農業とその他の仕事の 両方に従事		仕事に 従事し なかった
			農業が主	その他の 仕事为主	
ふだんの 主な 状態	主に仕事	基幹的農業従事者 農業就業人口 農業従事者			
	主に家事 や育児				
	その他				

（参考）世帯員の就業状態区分

家族経営協定

家族で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就
業条件、収益の分配、経営の継承などについて、世帯員間の
話し合いに基づき取り決めを行っているものをいう。

集落営農

農業集落を単位として^{（注1）}、農業生産過程における一部又
は全部についての共同化・統一化に関する合意^{（注2）}の下に実
施される営農のことをいう。

^{（注1）}「農業集落を単位として」
集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を
基本的な範囲としていること。
例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家とし
て参加している場合や、複数の農業集落を一つの単位とし
て構成する場合も含む。
なお、農業集落を構成するすべての農家が何らかの形で
集落営農に参加していることが原則であるが、農業集落内
のすべての農家のうち、おおむね過半の農家に参加してい
る場合はこれに含む。
また、大規模な農業集落の場合で、農業集落内に「組^{くみ}」
など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単
位がある場合は、これを農業集落の単位とする。
^{（注2）}「農業生産過程における一部又は全部についての共同化
・統一化に関する合意」
農業集落に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地

	の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法、農業集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
契約生産	農畜産物の生産を消費者や小売店（スーパー、生協など）等とあらかじめ契約して行っているものをいう。
林業事業体	保有山林面積が1 ha以上の世帯（林家）及び世帯以外の法人、法人以外の団体、その他グループ、国及び特殊法人（林家以外の林業事業体）をいう。
林家	林業事業体のうち、保有山林面積が1 ha以上の世帯であり、農家林家と非農家林家に区分される。
農家林家	林業事業体のうち、農家である世帯をいう。
非農家林家	林業事業体のうち、農家ではない世帯をいう。
林家以外の林業事業体	1 ha以上の山林を保有する会社、共同などのことで、事業体の名義により次のように区分する。 (1) 会社 会社（株式、有限、合名、合資、相互）が単独で山林を保有している場合をいう。 (2) 共同 複数の個人、会社等が共同で山林を保有している場合をいう。 (3) 各種団体・組合 森林組合、農協、林産組合、造林組合、生産組合等の組合の他、講、青年団、消防団、婦人会、営林会、財団法人、社団法人などのように、何人かが集まった集団の目的のために山林を保有している団体、組合をいう。 なお、沖縄県における慣行共有以外の「共同店」及び私立学校についてはここに含める。 各種団体組合と共同との違いは、共同は山林からの収益を参加者で分配することを目的としているのに対し、

団体・組合は、団体の目的のために山林を保有していることである。

(4) 地方公共団体

地方自治法第1条で定めている一部事務組合、複合的一部事務組合、全部事務組合（一般的には町村組合ともいわれている。）が山林を保有している場合をいう。

(5) 財産区

市区町村の一部（例えば旧市区町村の範囲）で財産として山林を保有している場合をいう。

財産区は、市区町村合併の際、旧市区町村が従来所有していた山林の利益を守るために旧市区町村に残しておくためのもので、その範囲は大字単位のものや2、3の市区町村の一部ずつの住民が共同で設けているものもある。

なお、慣行共有との違いは、財産区は公法人であって市区町村などと同じ地方公共団体であるのに対し、慣行共有は公法人ではない。運営については、多くは市区町村条例で財産区の運営を取り決めている場合が多い。

その場合、運営の実行は財産区議会、総会、管理会のいずれかが行うこととなっているが、最高責任者は市区町村長である。

慣行共有

民法上の入会権、地方自治法上の旧慣使用权によって、使用収益している山林を総称していう。

慣行共有は、一般に「ムラ」有林（旧来は集落有林）と呼ばれているもの、又はそれに近いもので、実質的な使用収益が多かれ少なかれ、慣行として共同体的制約を受けると認められているものをいう。

林家以外の林業事業体のうち、「ムラ・旧市区町村」のほか会社、共同、各種団体組合、財産区については、次の3条件の一つでも該当するものについては慣行共有として取り扱う。

- (1) 山林からの収益や林産物を「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがある。
- (2) その山林は、昔からのしきたりで持っている、又は利用している、或いは利用させている。
- (3) 山林の権利者になる資格は、その「ムラ」に住んでいるものに限るという制限がある。

林業サービス事業体等

委託を受けて育林もしくは素材生産を行う事業所、又は、立木を購入して素材生産を行う事業所をいう。

(1) 森林組合

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき、組織された組合をいう。林業公社（第三セクター）もここに含める。

(2) 各種団体・組合

森林組合以外の組合、任意団体のほか、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。

(3) 会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社をいう。

(4) 個人

個人で山林作業の請負を業とするものをいう。

保有山林

事業体が単独で経営できる山林のことをいう。すなわち、所有山林から貸付林を除いたものに、借入林を加えたものをいう。

素材生産量

丸太の体積で表し、一般的には立方メートル（ m^3 ）の単位で表示する。

立木買いによる
素材生産

立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。

共有林

2人以上のものが共同で所有している森林のこと。

品目横断的経営安定対策

平成19年産から我が国の農業を支える担い手を支援するために導入された直接支払制度。品目横断的政策は、複数の作物を組み合わせた営農が行われている水田作及び畑作について、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目して以下のような支援が実施される。

(1) 諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん

輸入農産物との生産条件格差により、農産物価格が農業経営にとって十分なものとなっていない場合に、その格差について過去の生産実績と毎年の生産量・品質に基づいて補てんする仕組み。

【対象品目】

麦 大豆 てんさい でん粉原料用ばれいしょ

農地・水・環境保全向上
対策

(2) 収入の減少の影響を緩和するための補てん

市場で形成される農産物価格が下落し、その年の収入が過去の平均収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんする仕組み。

【対象品目】

米 麦 大豆 てんさい でん粉原料用ばれいしょ

平成19年度から23年度までの5ヶ年間実施される、農村地域を面として活性化するための対策で、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、

- (1) 農地・農業用水等の保全向上のための地域ぐるみで行う効果の高い共同活動
- (2) 農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動
- (3) 上記の活動の質をさらにステップアップさせるための取組を協定に位置づけて、実施する活動を支援するもの。

米政策改革推進対策

米の生産調整を円滑に実施するための対策で、平成19年産から水田において品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成18年度まで講じられた米の生産調整支援対策（産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策）について見直しを図るとともに、需給調整について、農業者・農業者団体の主体的なシステムへの移行を行う施策のこと。

具体的に見直された政策は以下のとおり

- (1) 担い手経営安定対策（米の収入変動の緩和対策の担い手部分）を品目横断的経営安定対策へ移行
- (2) 産地づくり対策について所要の見直し
（担い手以外の者に対する米価下落対策等を行えるよう措置）
- (3) 集荷円滑化対策は実効性を確保し、実施する。